

校名の決定プロセスについて

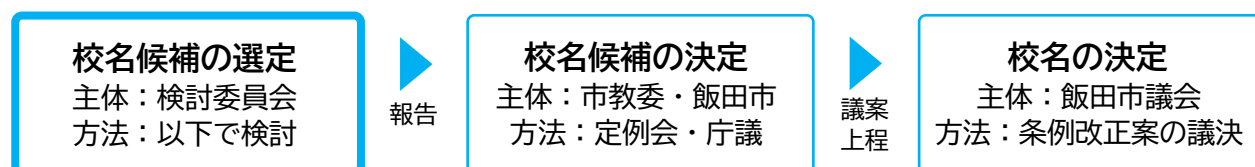
本日の検討委員会(全体会議)の場では、校名決定プロセスについて協議し、以降の実際の校名決定プロセスは、校名等検討委員会に委ねていくこととします。

1 校名が決定されるまでの基本的な流れ

公立学校の校名および位置は、地方自治法の定めにより、「飯田市立小学校及び中学校を設置する条例(昭和42年条例第57号)」(以下「設置条例」という。)に定められています。

従って、新たな校名を定める際の基本的な流れは、再編検討委員会の皆様に「校名候補の選定」をいただき飯田市教育委員会へ報告、飯田市教育委員会が再編検討委員会からの報告を踏まえ「校名候補を決定」し、飯田市長から設置条例の改正を飯田市議会へ議案として上程し、議会が議決することで「校名が決定」されます。

<校名決定の基本的なプロセス>



地方自治法(昭和22年法律第67号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

<参考>

飯田市立小学校及び中学校を設置する条例(昭和42年条例第57号)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく普通教育を施すため、同法第38条及び第49条並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、小学校並びに中学校を設置する。

第2条 学校の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	設置年月日
(略)	(略)	(略)
飯田市立上村小学校	飯田市上村838番地	明治6年4月(日不詳)上村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継ぐ。
飯田市立和田小学校	飯田市南信濃和田1165番地	明治6年1月1日和田村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継ぐ。

2 校名決定に関わるステークホルダー

校名決定プロセスは、設置条例を改正する単なる行政手続きを超え、これまでの上村・和田両小学校の歴史と伝統を尊重しつつも、児童にとっての新たな教育の場にふさわしいアイデンティティを創出するプロセスであり、且つ、地域コミュニティのアイデンティティ形成と未来の方向性を左右する重要な意思決定です。従って、このプロセスには、多くのステークホルダーが関与します。

ステークホルダー	関係性
児童	「新たな教育の場」の主人公であり、 <u>校名の選定に際しても意見表明をする機会を設けるべき対象</u>
学校の教職員	「新たな教育の場」での児童の学びを支える教育現場の教職員
保護者 地域住民	「新たな教育の場」の主人公である児童の学びを支える方々であり、多くの方が再編前の小学校の卒業者でもある。 <u>校名の選定に際しても意見表明をする機会を設けるべき対象</u>
再編検討委員会 (含む校名等検討部会)	再編に伴い設置される学校の開校に向けた総合的な検討及び関係者との調整を行うために市教委が設置する委員会で、意見集約の後、 <u>市教委に対して校名候補の選定結果を報告する。</u>
飯田市教育委員会 (含む教育委員会事務局)	<u>校名候補を決定</u> 飯田市長を通じて、 <u>学校設置条例の改正議案を市議会へ上程する。</u>
飯田市議会	最終的な学校設置条例の改正を議決し、 <u>校名を正式に決定する。</u>

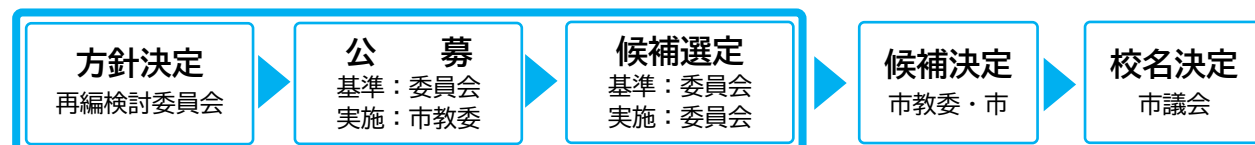
これらのステークホルダー間のスムーズな意思疎通を実現するため、透明性の高い決定プロセスを構築することが不可欠です。

3 校名決定の他市の事例

校名決定プロセスの他市の例を見ると、大きく①公募型、②協議型、③投票型に3区分でき、近時では、幅広い意見を聴取でき、且つ、新たな学校への関心が高まり、地域に愛着と誇りが醸成される①公募型を採用するケースが多い状況にあります。

① 公募型

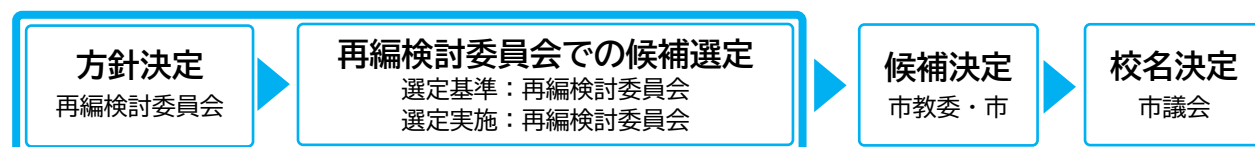
- ◆広報、ウェブサイト、学校を通じて、児童生徒、保護者、地域住民から校名案を広く募集します。
- ◆多くの自治体では、単に名前を募集するだけでなく、その校名案を考えた「理由」や「思い」も同時に募集しています。



メリット	デメリット
○幅広い意見を聴取できる。 ○児童の積極的な関与が期待できる。 ○新たな学校への関心が高まり、地域に愛着と誇りが醸成される。 ○再編の取組を広く周知できる。	●応募数が多すぎると選定作業が難航する。 ●公募範囲の調整が必要 ●公募等に係る作業が発生し、作業時間多くなる。

② 協議型

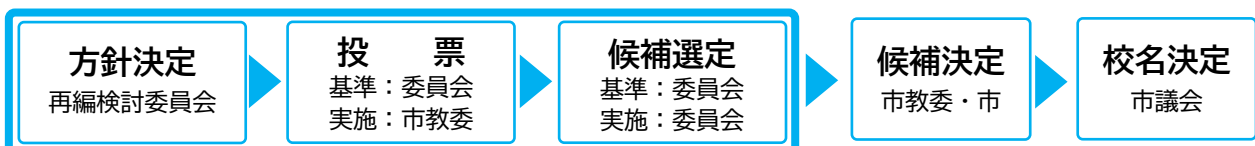
- ◆校名等検討部会や再編検討委員会で、校名を検討し選定します。
- ◆市教委からの案を議論するパターンや①公募型との組み合わせが想定されます。



メリット	デメリット
○意見の収斂が図りやすい。 ○効率的にプロセスを進められる。 ○構成団体の意見が確実に反映される。 ○選定の専門性が確保される。	●幅広い意見が得られにくい。 ●代表者の負担が大きい。 ●極めて厳密な選定基準が求められる。 ●プロセスの不透明性を指摘されやすい。

③ 投票型

- ◆一定数の案の中から、投票者の投票で選定します。
- ◆市教委からの案のほか、①②との組み合わせが想定されます。



メリット	デメリット
○新たな学校への関心が高まり、地域に愛着と誇りが醸成される。 ○意見の収斂が図りやすい。 ○児童の積極的な関与が期待できる。 ○再編の取組を広く周知できる。	●幅広い意見が得られにくい。 ●最終決定が、保護者や住民に「押し付けられた」という印象が残る。 ●選定基準が曖昧になってしまう。

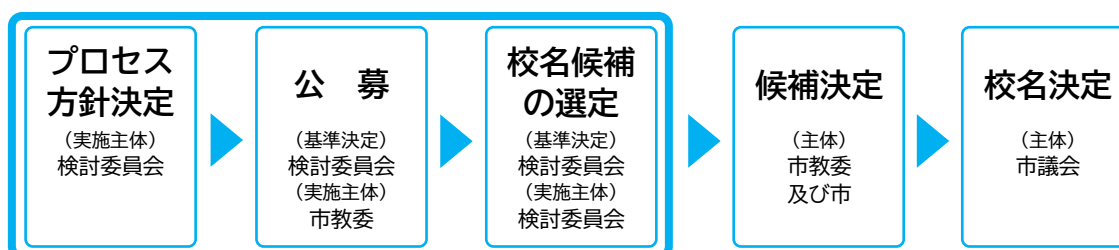
4 校名の決定プロセスについて - 提案 -

(1) 校名決定プロセスの提案

校名決定プロセスについては、法律等で定められた方法が存在するものではなく、多くの場合、当委員会の様に学校再編のために設定された検討委員会が、それぞれの地域の状況により、どのようなプロセスを採用するかを決めています。

校名は「児童、保護者そして地域住民にとっての誇りの源泉」として、「学校運営への積極的な参画を促すための中核をなすもの」であることから、新たな校名の決定に際しては、以下のとおり公募型を提案します。

<提案する校名決定プロセス>



まず、校名の決定プロセス方針(「公募型で校名を決めていこう」という方針)を固めた上で、児童生徒、保護者、地域住民などの広い範囲から校名案を公募します。応募があったすべての校名案の中から、再編検討委員会(校名等検討部会)において基準を定め、校名候補を選定し、教育委員会へ報告いただく過程を提案します。

このプロセスは、「新たな教育の場」の主人公である児童の意見を最大限に聴くとともに、保護者や住民の意見を反映しながら、再編される学校への関心を高め、愛着と誇りが醸成される方法であると考えます。

(2) 校名決定のスケジュール

令和7年9月30日	第1回 遠山郷学園小学校再編検討委員会 全体会議 － 校名の取り扱い及び決定の流れの決定
10月上旬	第1回 校名等検討部会 － 募集要領、校名選定の観点の決定
10月下旬～11月下旬	新たな校名の公募
12月上旬	第2回 校名等検討部会 － 校名候補絞り込み
12月中旬	第2回 遠山郷学園小学校再編検討委員会 全体会議 － 校名候補の選定及び教育委員会への報告
令和8年1月	飯田市教育委員会定例会 － 校名候補の決定
3月	令和8年飯田市議会第1回定例会 － 設置条例改正議案の議決

(3) 新たな校名の募集について

校名決定プロセスのうち、直近で取組が必要となる「新たな校名の公募」の方法について以下のとおり提案します。

●遠山郷学園内新たな小学校の校名公募要領(案)

1 公募の目的

遠山郷学園内の小学校である飯田市立上村小学校(以下「上村小学校」という。)と飯田市立和田小学校(以下「和田小学校」という。)を再編し、令和9年4月に新しい小学校として開校します。

そこで、令和9年4月に開校する新しい学校の校名を募集します。

これまでの上村小学校及び和田小学校の歴史と伝統を尊重しつつも、児童にとってよりよい学びの場として、また、地域の将来の担い手や支え手となる人材を育む場として、児童、保護者そして地域住民にとって誇れる学校となるよう再編を進めています。

2 募集期間

令和7年10月下旬から同年11月下旬の1カ月間

3 応募資格

次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

- (1) 上村小学校及び和田小学校に通学する児童
- (2) 飯田市立遠山郷中学校に通う生徒
- (3) (1)及び(2)の保護者
- (4) 上村、南信濃に居住している方

4 応募内容と記載事項

- (1) 新しい小学校の校名(「飯田市立〇〇小学校」の〇〇部分)及びふりがな(ルビ)
- (2) その校名とした理由(根拠や由来等を含む)
- (3) 応募者の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、年齢(児童生徒は学年)

5 応募方法

(1) 応募用紙の配布

応募用紙は、各戸配布する。また、児童生徒へ各学校で配布するほか、上村・南信濃自治振興センター、遠山中学校、上村・和田小学校に設置するとともに、市ウェブサイトでも配布する。

(2) 応募方法

応募用紙または任意の様式で、次のいずれかの方法による応募とし、口頭や電話は受け付けない。

- ① 専用サイトからの送信
- ② 飯田市教育委員会事務局電子メールへの送信
- ③ 飯田市教育委員会事務局窓口、上村・南信濃自治振興センター窓口、遠山中学校、上村・和田小学校窓口への持参
- ④ 飯田市教育委員会事務局への郵送

6 応募に際しての留意事項

- (1) 校名案は、常用漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットとすること。また、漢字及びアルファベットはふりがな(ルビ)を付すこと。
- (2) 1人(団体の場合は1団体)1案の応募とすること。複数案の応募が確認された場合は、全て無効とする。
- (3) 応募者本人が考えたものであり、他者の権利を侵害しないこと。
- (4) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募用紙は返却しない。
- (5) 匿名での応募は不可。匿名と判明した場合は無効とする。
なお、応募に際していただいた個人情報校名選考以外には使用しない。
- (6) 選考結果について、応募者個別へ通知はしない。
- (7) 決定された名称に関する一切の権利は、飯田市及び飯田市教育委員会に帰属するものとする。

7 校名決定までの流れ

校名の公募以降、以下の流れで校名を決定する。

- (1) 校名候補(案)の選定
応募いただいた校名の中から、校名等検討部会が、自ら定める「選考の観点」に基づき、校名候補(案)を選定
- (2) 校名候補の選定と市教委への報告
再編検討委員会は、校名等検討部会からの校名候補(案)の報告を受け、校名候補を選定し、飯田市教育委員会へ報告
- (3) 校名候補の決定
(2)の報告を受け、報告内容を参考に飯田市教育委員会において校名候補を決定。
あわせて、飯田市長と協議の上、校名を変更するための条例改正案を飯田市議会へ上程
- (4) 校名の決定
飯田市議会において、(3)の条例改正案の議決をもって新しい校名が決定

8 校名選定の観点

校名決定の流れの中で、関係者が校名を選定する際は、以下の観点を基本し、応募数が多いことだけを理由として判断しないこととする。

- (1) 設置条例における他校の名称との関係から校名は「飯田市立〇〇小学校」(「〇〇」を二文字とするという意ではない。)とする。
- (2) 「新たな教育の場」を創造する観点から、既存の学校名は選定しない。
- (3) 地域性(地域名、エリア名、地域の自然・文化・歴史的背景など)を大切にし、児童や保護者だけでなく、地域住民にも親しみがあり、誇りを持ていただける校名とする。
- (4) 遠山郷学園のグランドデザインや教育理念を大切にする。
- (5) 長い名称、難しい漢字や当て字等は避け、誰にとっても読みやすい・言いやすい・書きやすいといった言語的明瞭性を大切に校名とする。
- (6) 奇を衒う校名は避け、長く愛される普遍的な校名とする。
- (7) 長野県内の他の小学校名、団体名や企業名と類似せず、混同されることがないよう独自性を大切にする。

本日の論点2

校名を、公募型で決定していくことの是非

校名決定プロセスに「公募」を含む場合

本日の論点3

新たな校名の公募方法は、要領のとおりで良いか。